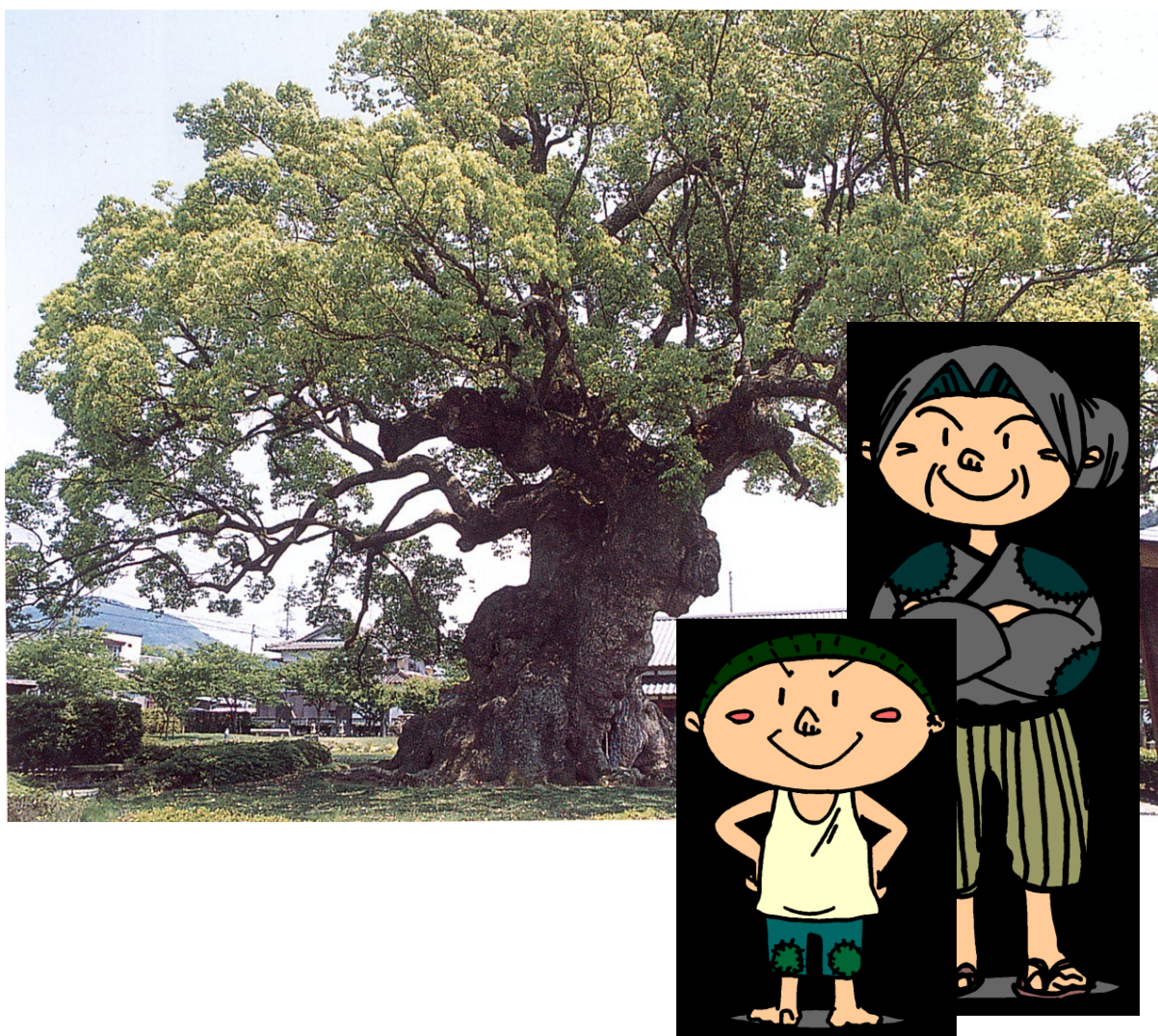


武雄市循環型社会計画

～ 一般廃棄物処理基本計画 ～

ごみ処理基本計画



平成24年4月

武 雄 市

《目 次》

第1章	計画の基本的事項について	
第1節	計画改定の背景	3
第2節	循環型社会とは	3
第3節	計画の目的	4
第4節	基本的考え方	4
第5節	計画の対象と期間	4
第6節	計画の位置づけ	5
第2章	現状と目標	
第1節	ごみの排出量について	6
第2節	再資源化率について	7
第3節	ごみの流れについて	9
第4節	ごみの収集運搬体制	10
第5節	ごみ処理施設の状況	12
第6節	現計画の減量化・資源物化目標の達成状況	13
第3章	3Rの推進について	
第1節	行政の行動計画	14
Ⅰ	施策の展開	15
Ⅱ	武雄市役所環境にやさしい行動計画（仮称）	18
第2節	市民の行動計画	19
第3節	事業者の行動計画	22
第4章	ごみの適正な処理について	
第1節	収集・運搬	23
第2節	中間処理	23
第3節	最終処分	23
第4節	その他	24
第5章	計画の推進について	25

第1章 計画の基本的事項について

第1節 計画改定の背景

平成19年度から平成28年度までの10年間の基本計画とする武雄市一般廃棄物処理基本計画ごみ処理基本計画を平成19年4月に策定しました。5年目にあたる平成23年度に見直しをするとともに、目標値に対する中間評価をすることになっています。

この5年間のごみ処理の状況変化、国の廃棄物処理に関する法制度の改正などを踏まえた計画の改定が必要です。

今回の見直しでは、市民、事業者、行政の連携・協働による減量、資源化の充実を行い、ごみ問題に向き合う意識を高め、循環型社会形成のため努力していくものとします。

第2節 循環型社会とは

日本には、循環型の社会を実現しつつ経済活動を営んでいた時代があります。昭和30年代、佐賀のがばいばあちゃんは、「もったいなか」と川に流れる野菜を集めたり、必要ないものは買わず、生活の中で当たり前のこととして循環型社会を実践していました。



「捨てるもんはあっても、捨てるもんはなか！！」



がばいばあちゃんの精神は、古来より私たち日本人のなかで継承されている価値観ですが、高度経済成長とともに物質的な豊かさや便利さを求め、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会活動の推移の中で、次第に薄れていきました。その結果、地球温暖化をはじめとしたオゾン層破壊、石油などの天然資源の枯渇、廃棄物の増大や処分場の不足、不法投棄や有害物質の発生など、深刻な社会問題を引き起こしています。

私たちはもう一度、「もったいなか」という言葉の持つ意味を考え直す必要があるのではないのでしょうか。昔に戻るわけではありません。将来にわたって環境にやさしく豊かな地域社会を継承していくために、自らが「ごみ」の排出者であり環境負荷を与えていることを自覚し、ひとりひとりが「がばいばあちゃんの精神」を持ち、ものを大切にするライフスタイルへの転換を図る必要があります。

そのために、市民・事業者・行政が一体となり、ごみ問題に向き合う意識を高め、循環型社会形成のため努力していくことが求められています。

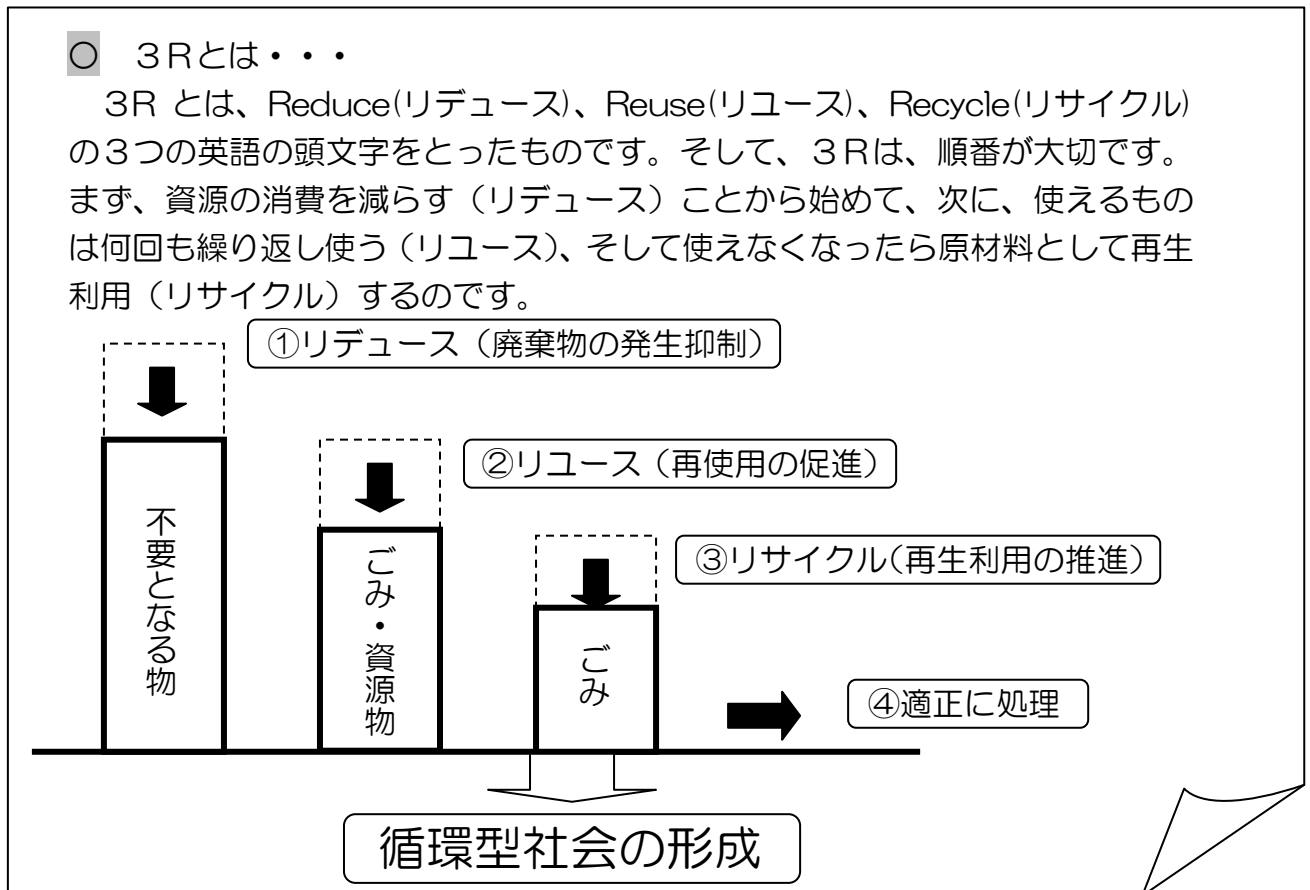
第3節 計画の目的

社会情勢の変化に対応し、焼却や埋立処分を中心とした廃棄物対策から、ゴミを作らない循環型社会を構築するため、市民、事業者、行政の役割分担を明確にするとともに、実践可能な取組を掲げることにより、各主体が自主的かつ相互に協力・連携し、循環型社会を目指すことを目的とします。

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し協働して取り組むことにより、「廃棄物の発生最小化」「リサイクルの最大化」「廃棄物による環境負荷の最小化」を目指すとともに、循環型社会の実現に向けた施策の一層の推進を図ります。

第4節 基本的考え方

本計画は、廃棄物に関する対応ではなく、いかに廃棄物の発生を抑制するかに重点を置き、循環型社会の構築には、まず3Rの推進に力を入れることを前提とします。その上で、どうしても再使用、再資源化が困難なものに関しては、適正に処理することとします。



第5節 計画の対象と期間

本計画は対象を、武雄市全域とし、武雄市総合計画との整合性をとるため、基準年次は平成19年度とし、目標年次は平成28年度としていましたので、今回の見直しでは、平成24年度から平成28年度までの5年間としますが、原則として社会情勢、経済情勢、科学技術の進捗等に大きな変化があった場合は、随時見直しを行います。

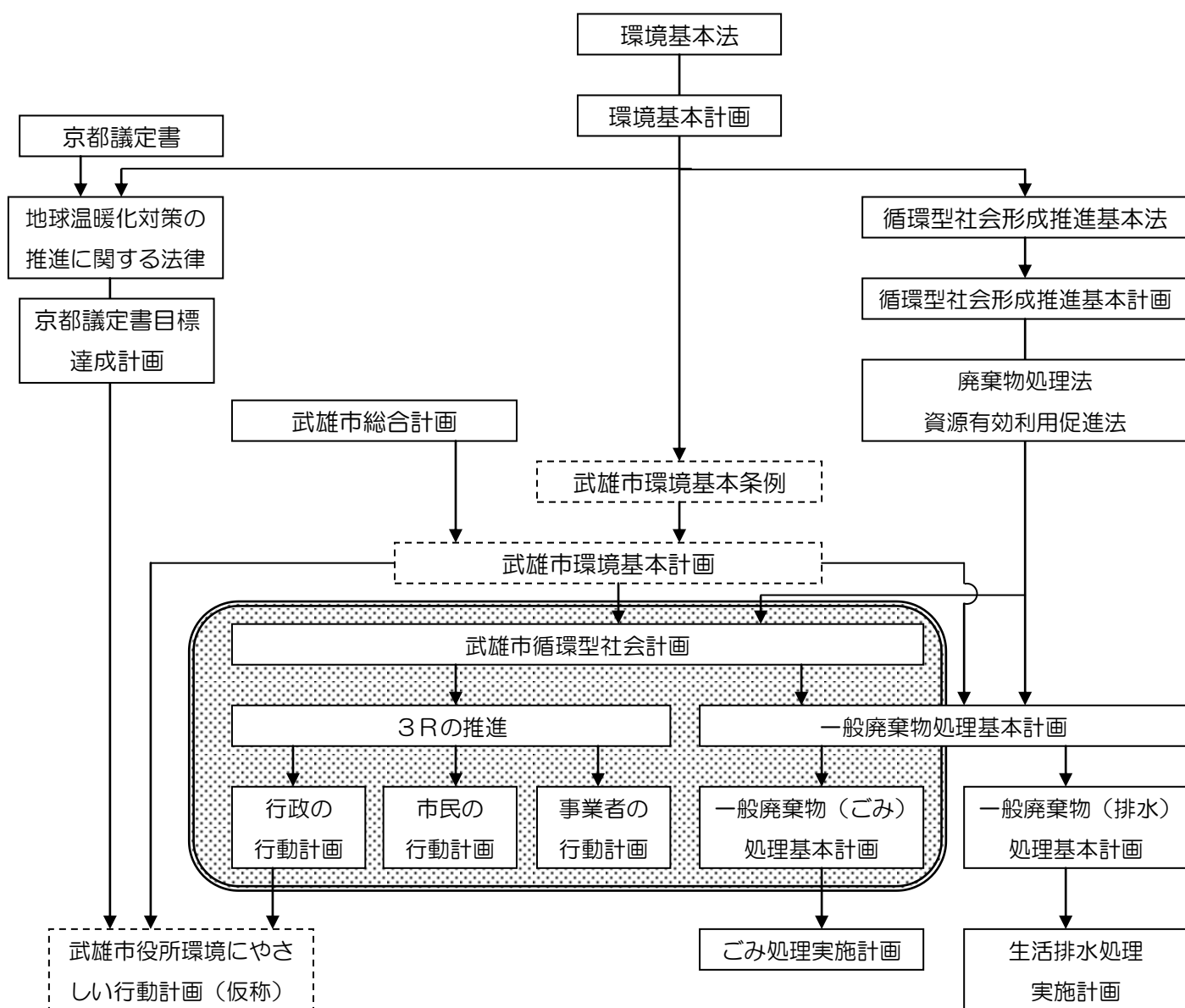
第6節 計画の位置づけ

本計画は、「武雄市総合計画」を上位計画とする計画であり、環境面で実現化していく計画となります。

さらに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（法第6条 第1項）では、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理計画を定めなければならない」と規定しています。

そこで、環境負荷が少なく、資源が循環して活用される持続的発展が可能な循環型社会の構築を目指し、ごみの減量や適正処理に向けて推進していくための計画です。

環境関係法律及び計画等相関図



 は本計画の範囲
 は未策定

第2章 現状と目標



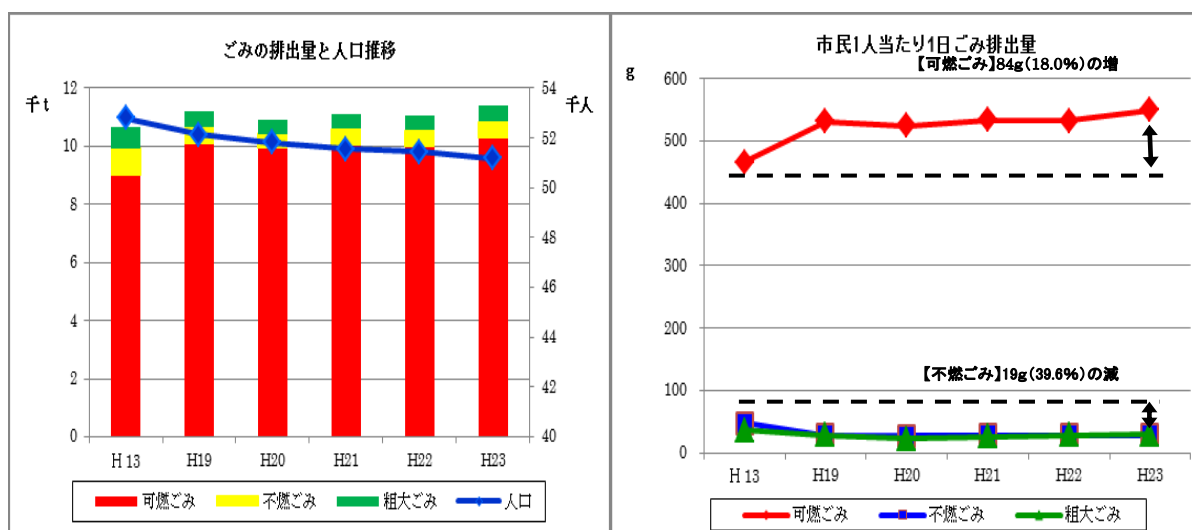
ごみの量は年々
増えています。

第1節 ごみの排出量について

武雄市におけるごみの排出量は、人口が減少傾向にあるにも関わらず増加傾向にあり、平成20年6月から新たに廃プラスチック（容器包装）の分別を行い、平成20年度は可燃物が減少しましたが、平成21年度には増加しさらなる分別の徹底を行う必要があります。不燃物については、平成13年にかん・びん・ペットボトルをリサイクル品としての分別回収を開始したことから、大きく減少しております。全体で見ると平成23年には市民1人当たり1日で610.4gのごみの排出があり、横ばい状況です。

表1. 各年度における人口及びごみの排出量の推移

	単位	H13	H19	H20	H21	H22	H23
人口	人	52,802	52,129	51,826	51,558	51,453	51,198
可燃ごみ	t	8,986	10,104	9,922	10,058	10,019	10,290
不燃ごみ	t	939	557	518	535	531	555
粗大ごみ	t	724	567	453	497	529	562
ごみ合計	t	10,649	11,228	10,893	11,090	11,079	11,407
市民1人1日 当たり排出量	g	552.5	590.1	575.8	589.4	589.9	610.4



- 課題**
- ・可燃ごみの排出量を削減する必要があります。
 - ・横ばい傾向にある粗大ごみを削減する必要があります。

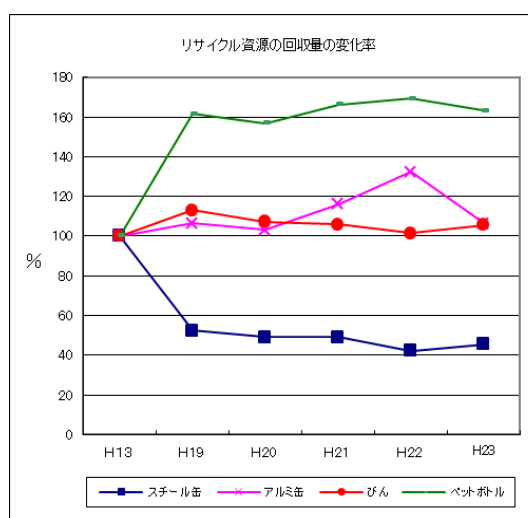
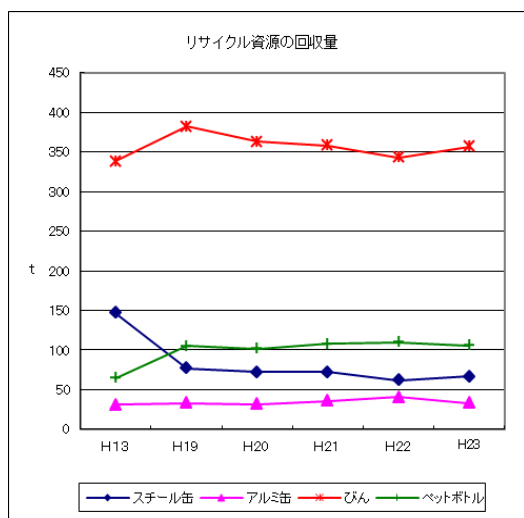
第2節 再資源化の状況について

武雄市では、平成13年度からかん・びん・ペットボトルをリサイクル品として分別回収しています。また、古紙や古布について地元の協力を得て、集団回収を実施しています。その他に市役所や公民館での廃乾電池や廃蛍光管の回収を行っています。リサイクル品の回収においては、近年ペットボトルの回収量が著しく増加しており、またスチール缶の回収量が減少しています。

表2. 資源物（リサイクルセンター搬入分）の回収量及び増加率

	単位	H13	H19	H20	H21	H22	H23
スチール缶	t	147	77	72	72	62	61
	%	100	52.4	49	49	42.2	41.4
アルミ缶	t	31	33	32	36	41	48
	%	100	106.5	103.2	116.1	132.3	154.8
びん	t	338	382	363	358	343	357
	%	100	113	107.4	106	101.5	105.6
ペットボトル	t	65	105	102	108	110	121
	%	100	161.5	156.9	166.2	169.2	186.1

※ 各項下段の数値は平成13年度値を100%とした場合の各年度の値



また、古紙や古布などの資源物は、自治会等の各種団体に回収されています。また、燃えるごみや燃えないごみ、粗大ごみを処理する過程において、金属類などの資源物を回収することができます。それらのものから、算出されるリサイクル率は、若干の減少傾向にあり、ごみや資源物の発生を抑えながら、発生したもののうちリサイクルできるものは、資源物として資源化に取り組み、リサイクル率を上げていく必要があります。

☆ リサイクル率の算出方法

$$\text{【リサイクル率】} = \frac{\text{【資源物の量】}}{\text{【ごみの量】} + \text{【資源物の量】}} \times 100\%$$

表3. ごみ及び資源物とリサイクル率の推移

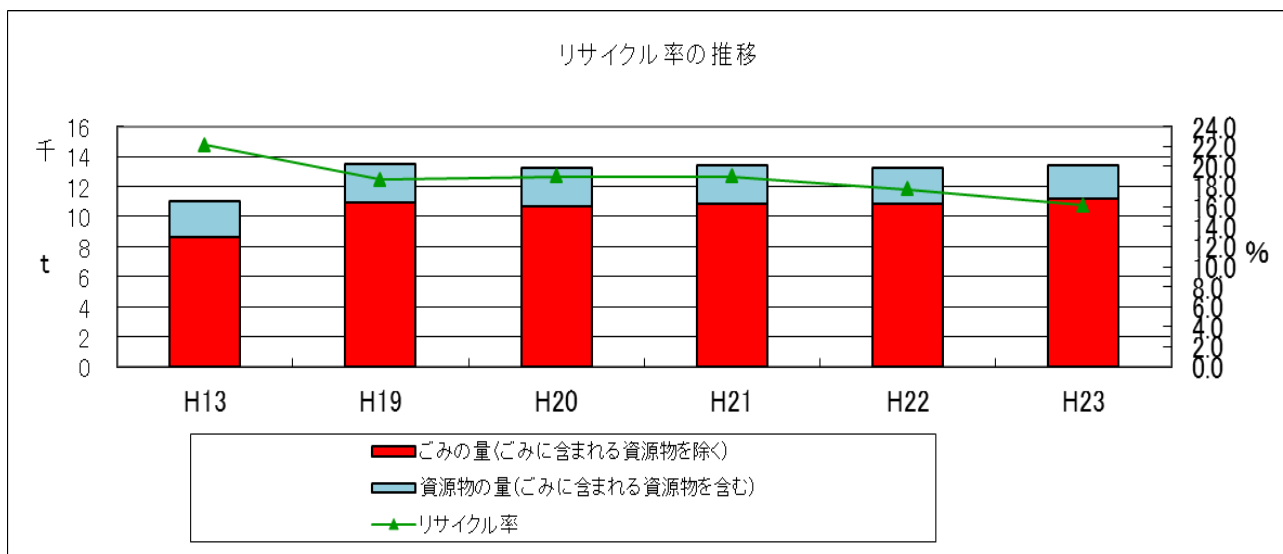
単位：t

	H13	H19	H20	H21	H22	H23
ごみの量	8,592	10,970	10,690	10,879	10,884	11,219
資源物の量	2,432	2,522	2,513	2,551	2,341	2,160
リサイクル率	22.1%	18.7%	19.0%	19.0%	17.7%	16.1%

※ H13の値は旧北方町の数値を含んでおらず、旧武雄市、旧山内町の実績に基づく。

※ 「ごみの量」は可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの和から焼却残渣に含まれる金属類等の資源物を除いたもの。

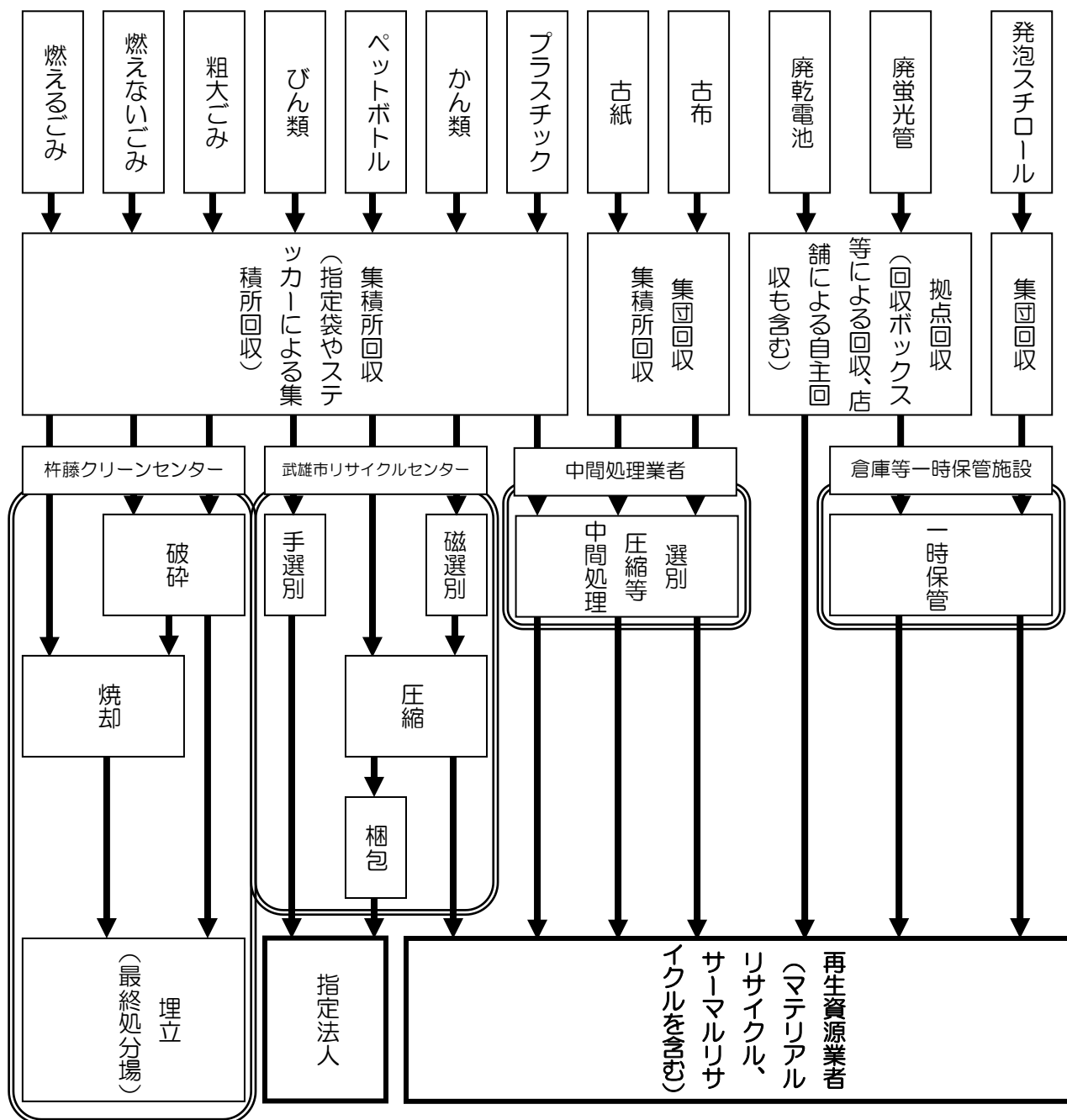
※ 「資源物の量」は焼却残渣に含まれる金属類等の資源物を含めたもの。



- 課題
- ・回収量の推移に適切に対応できる体制を維持・改善していく必要があります。
 - ・資源物のリサイクルを推進し、リサイクル率を上昇させる必要があります。
 - ・リサイクル品が発生しないよう、リデュース・リユースの取組を進める必要があります。

第3節 ごみの流れについて

武雄市におけるごみの分別、収集、処理の流れは以下のようになっています。また発泡スチロールについては、旧武雄市地区のみでの取り組みとなっています。



課題

- 燃えるごみや燃えないごみ、粗大ごみの再資源化による減量化を進めていく必要があります。
- 分別の種類を検討し、生ごみ等の資源化を検討する必要があります。

第4節 ごみの収集・運搬体制

本市においては、家庭系ごみと事業系ごみに分類してごみ処理をおこなっており、収集区域は、武雄市全域を対象としています。

家庭系ごみ、事業系ごみともに委託業者による収集・運搬を実施しています。

回収方法の種類について

回収方法	内 容
集積所回収	地区やアパート、事業所等が共同で設置したごみ集積所に定められた日に排出し、回収を行う。
集団回収	区等の広域の範囲において、定められた日時・場所（集積所以外）に排出し、回収を行う。
拠点回収	市内各所（市役所や支所、各町公民館等）に設けられた回収ボックス等に排出し、回収を行う。
臨時収集	定められた日以外や集積所に排出できないごみ等を、自宅等に出向き回収を行う。（運搬手数料が必要）
特別収集	月に 200 kg以上の事業系ごみを排出される事業所と市が契約し、各事業所での回収を行う。

家庭系ごみの収集・運搬

	分 別	回収容器	回収方法	収集回数	備 考
し み	燃えるごみ	家庭用指定	集積所回収	週 1・2回	
	燃えないごみ	ごみ袋（有料）		週 1回、月 2・4回	
資 源 物	かん類	指定ごみ袋 （有料）	集積所回収	週 1回、月 2・4回	北方町・山内町は集積所回収 旧武雄市地区のみ実施 市役所・支所・各町公民館による拠点回収・協力店回収
	びん類			週 1回、月 2・4回	
	ペットボトル			週 1回、月 2・4回	
	プラスチック			週 1回・2回	
	古紙類	指定なし	集団回収 （集積所回収）	【旧武雄】2月に 1回	
	古布類			【山内】 月 1回	
	発泡スチロール			【北方】 月 2回	
	廃蛍光管		拠点回収	随時	
水銀体温計					
使用済み乾電池					
し み	粗大ごみ	指定ステッカー （有料）	集積所回収 （臨時収集）	月 1・2・4・8回	旧武雄市地区は、大きさ制限を設けており、適合しない場合は、臨時収集

事業系ごみの収集・運搬

	分別	回収容器	回収方法	収集回数	備考
ごみ	燃えるごみ	事業所用指定	集積所回収 特別収集	家庭系ごみに同じ 特別収集は契約に応じ週1~5回	業種により産業廃棄物に該当するものは除く。
	燃えないごみ	ごみ袋（有料）			
資源物	かん類	指定ごみ袋 （有料）	集積所回収 特別収集	家庭系ごみに同じ 特別収集は契約に応じ週1~5回	
	びん類				
	ペットボトル				
	古紙類	指定なし	集団回収 （集積所回収）	家庭系ごみに同じ	
古布類					

- 課題**
- ・地域において収集品目に違いがあるため、統一していく必要があります。
 - ・地域において収集回数に差がありますが、地域の実情を考慮しながら、見直す必要があります。
 - ・ごみ減量化のため、さらなる資源化品目の検討を行い、分別の細分化を図る必要があります。

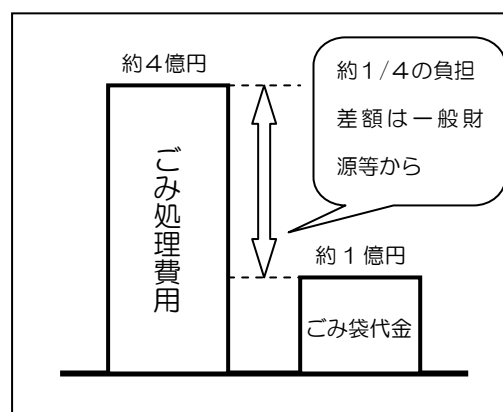
コラム

ごみ袋代は高い？それとも安い？

武雄市では、ごみを出す際のごみ袋を指定しています。この指定ごみ袋の売り上げは、ごみの処理費の一部として使われていますが、実際にごみ処理の費用はどれくらいかかっているかご存知ですか？

ごみ処理費用は年間約4億円近く掛かっています。このうち約1億円が皆さんが利用されている指定ごみ袋の売り上げが使われています。

これを市民一人当たりで換算すると、市民一人につき約7,500円の処理費が掛かるうち、約2,000円のごみ袋を購入して負担しています。差額の5,500円は一般財源から負担しています。



この金額、高いと思いますか？それとも、安いと思いますか？

第5節 ごみ処理施設の状況

(1) 中間処理施設の状況

ごみの処理・焼却は、3市4町で構成されている杵藤地区広域市町村圏組合の杵藤クリーンセンターで管理及び運営を行っています。

また、資源物（かん・びん・ペットボトル）については、武雄市リサイクルセンターにて、選別・圧縮・梱包を行っております。

○杵藤クリーンセンター

所在地	武雄市朝日町大字中野	
事業主体	杵藤地区広域市町村圏組合（3市4町）	
竣工	平成元年2月	
敷地面積	71,445㎡	
焼却施設	処理能力	138t/日（46t/16h×3炉）
	炉の形式	准連続燃焼式焼却炉
粗大ごみ処理施設	処理能力	44t/日（併用施設）
	処理方法	破碎、選別（可燃物、鉄分、埋立物）

○武雄市リサイクルセンター

所在地	武雄市山内町大字犬走
竣工	平成13年3月
敷地面積	8,450㎡
処理能力	2.9t
処理方法	選別、圧縮、梱包

(2) 最終処分場の状況

最終処分については、杵藤クリーンセンター埋立処分地で行われています。

○杵藤クリーンセンター（埋立処分地）

所在地	武雄市朝日町大字中野宇土坂
事業主体	杵藤地区広域市町村圏組合（3市4町）
埋立開始年月日	平成元年4月
埋立容量	188,000㎡
埋立面積	23,300㎡
処理対象物	焼却残渣、選別残渣

状況 ・耐用年数に近い施設があり、現在、新しい施設の建設を進めている。平成27年度稼働予定。

第6節 現計画の減量化・資源物化目標の達成状況

これまでの課題をふまえ、循環型社会の形成に向けて目標を設定しました。

目標1 可燃ごみの排出量を 5% 削減します。

可燃ごみの排出量の数値目標

10,290 t (平成23年度実績) → 9,776 t (平成28年度)

目標2 不燃ごみの排出量を 5% 削減します。

不燃ごみの排出量の数値目標

555 t (平成23年度実績) → 527 t (平成28年度)

目標3 粗大ごみの排出量を 5% 削減します。

粗大ごみの排出量の数値目標

562 t (平成23年度実績) → 534 t (平成28年度)

目標4 リサイクル率を 5% 増加させます。

リサイクル率の数値目標

16.1% (平成23年度実績) → 21.1% (平成28年度)

目標5 分別・収集体制を見直し、効果的かつ効率的な体制を作ります。

目標6 環境負荷の低減を図りながら、安定的な処理を目指します。

これらの目標を達成するために、『第3章 3Rの推進について』及び『第4章 ごみの適正な処理について』を定め、市民・事業者・市が一体となり、循環型社会形成を目指します。

第3章 3Rの推進について

循環型社会を形成する為には、行政による施策・事業での対策には限界があります。ごみを排出する全ての人、つまり市民・事業者・行政の全てが常に「ごみを減らし」「使えるものは繰り返し使い」「捨てる場合は資源として再生する」ために行動することが重要です。

日常の生活からも、多種多様なごみがたくさん発生しており、その対策の重要さは日増しに高まっています。そこで「市民一人ひとりが日常の生活の中でできるごみへの取り組みを、自ら考え、自ら行動する」ために市民・事業者・行政それぞれの行動計画を定めます。

第1節 行政の行動計画

市が、ごみ問題に取り組むに当たっては、次の2つの視点から取り組みを進めていく必要があります。

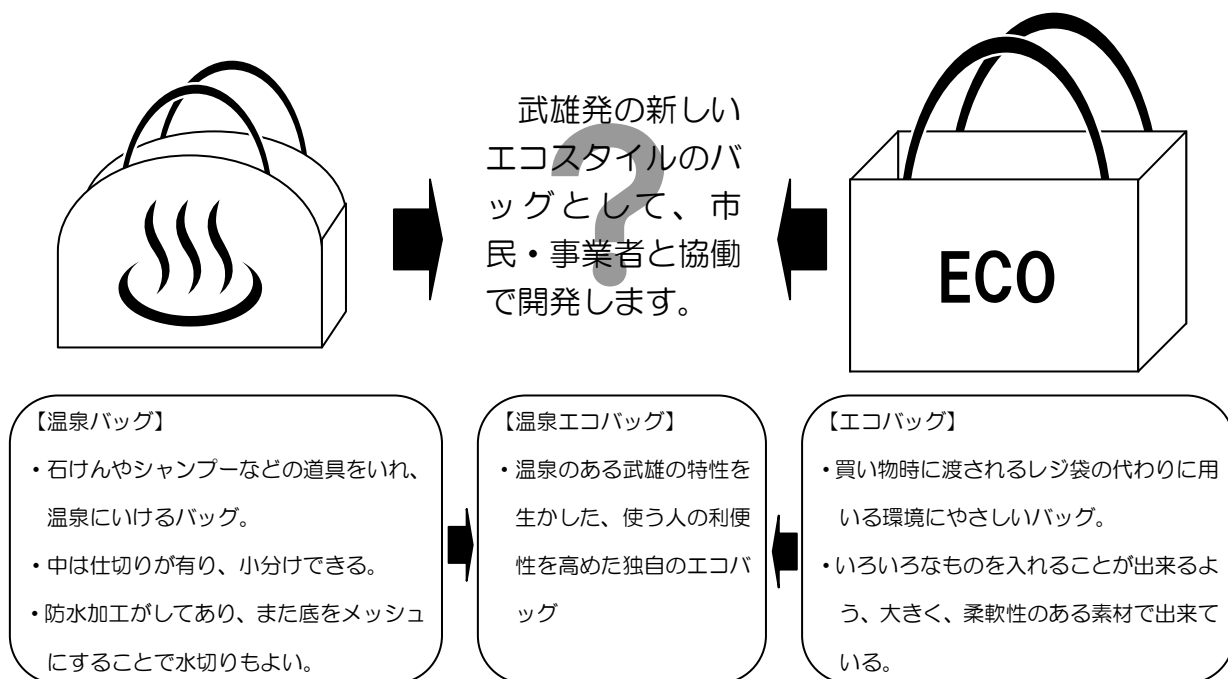
1. 市の行政としての立場から進める市民・事業者との連携による取り組みです。市は、施策・事業を通して、市民・事業者がごみ減量を進めていくことが必要です。適切な連携・協力により、市民・事業者の自主的、積極的なごみ減量を図ります。
2. 市内に事業所を有する一事業者としての立場から進める取り組みです。市は、地域における経済活動の主体として大きな位置を占めています。市が、ごみ問題対策を積極的に実行することにより、大きな環境負荷低減効果が得られるものと考えられます。また、市が率先してごみ問題対策を実行することで、市民・事業者へのPRも期待でき、市民・事業者のごみ減量行動を促進することも可能です。



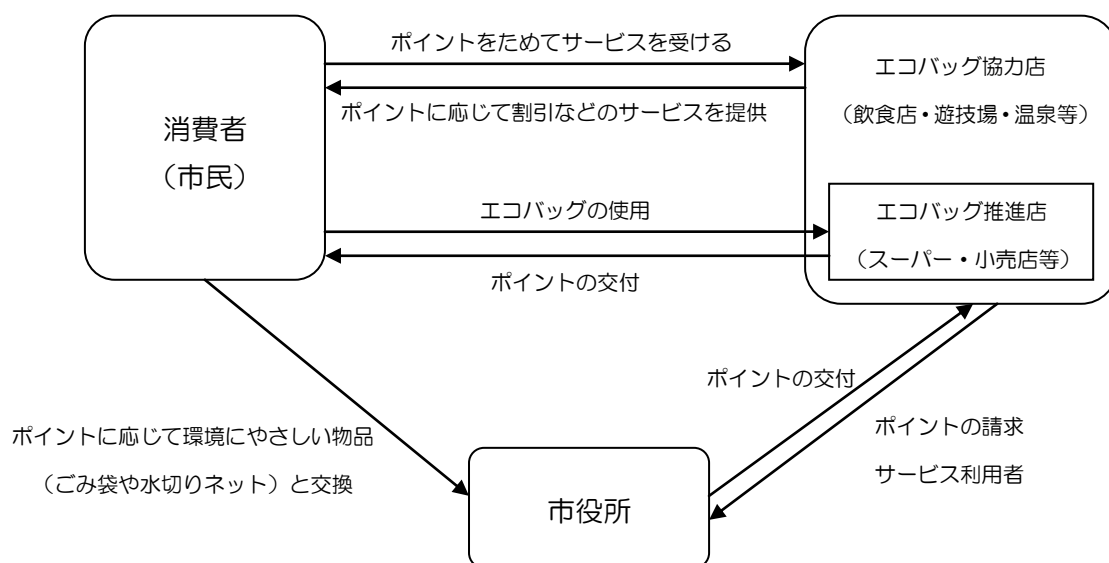
I. 施策の展開

重点
施策 ① エコバッグを推進します。

☆ 使いたくなるような武雄独自の温泉エコバッグの普及に努めます。



☆ エコバッグを使うことが楽しくなるようなしくみを作ります。

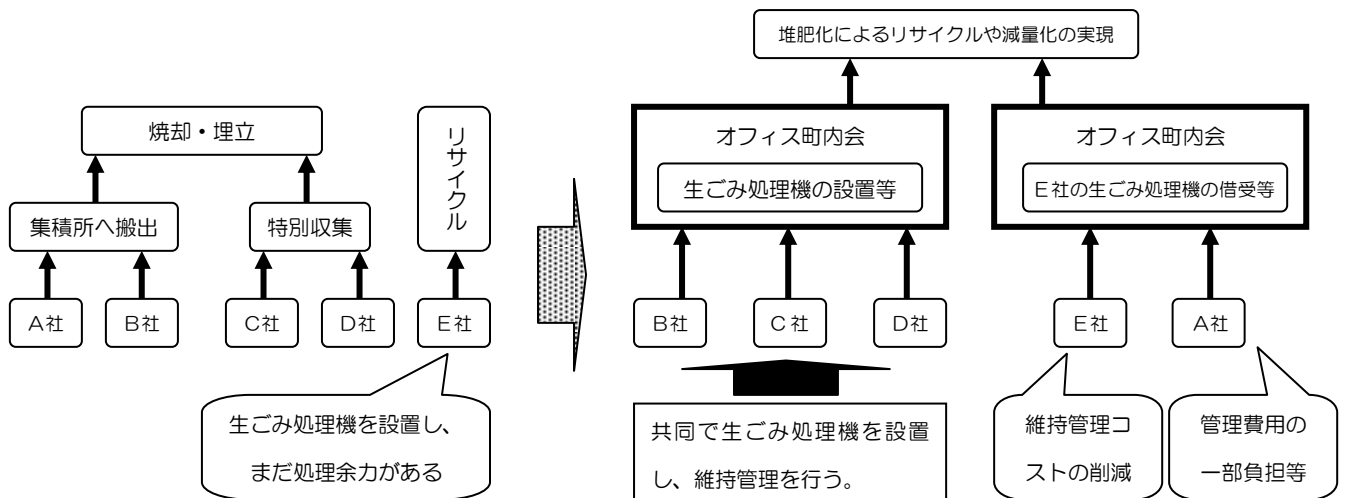


エコバッグを楽しんで利用できる制度を構築すると共に、市民や事業者等と連携し使いたくなる武雄発の温泉エコバッグを開発します。

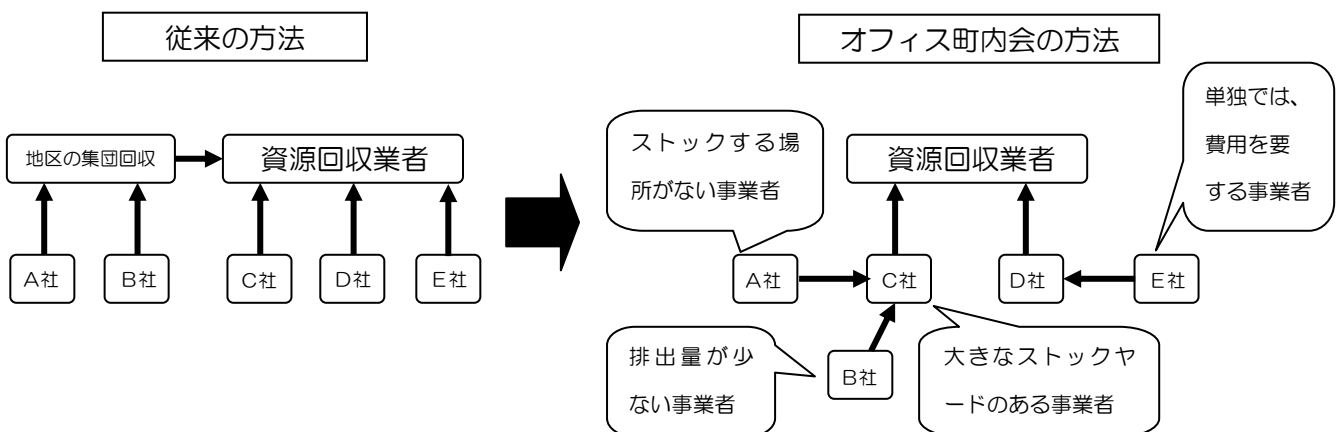
重点施策 ② 生ごみのリサイクルを推進します。

市内には、生ごみを大量に排出する飲食店や旅館、大型店や大規模集合住宅や教育施設等が多数存在します。これらの事業所から排出される生ごみは自主努力によってリサイクル・減量化が行われていますが、さらなる推進が必要です。

そこで、積極的に生ごみの減量に取り組む事業所に対し、生ごみ減量化に向けた支援を行います。また、事業規模が小さいため単独での生ごみ減量化が困難な事業者の生ごみ対策として、重点施策③のオフィス町内会の考えを当てはめ、複数の事業者が共同で生ごみ減量化に取り組める仕組みづくりを行います。



重点施策 ③ オフィス町内会によるリサイクルを推進します。



中小の事業所が多い武雄市においては、それらの事業所の資源物（主にオフィス紙）のリサイクルを進めることが重要です。しかし、中小の事業所では単独で処理する場合に費用がかかるため、取り組みが進んでいないのが現状です。そこで、事業者が協力しあい、リサイクルを推進する仕組みを構築し、普及に努めます。

以上の重点施策の他に以下の事業を展開し、総合的に循環型社会の形成を図ります。

1. 3Rの考え方の普及を推進する。

- 出前講座などの機会を利用し、3Rの考え方について普及啓発を図ります。

2. リデュースを推進する。

- 生ごみの削減を目的として、生ごみ処理機やコンポストの普及のため、補助を行います。
- 大量排出事業者に対し、ごみの減量の取り組み強化をお願いします。

3. リユースを推進する。

- 不用品交換の場『リサイクルプラザ』やフリーマーケットの場を提供します。

4. リサイクルを推進する。

- 燃えるごみへの資源物の混入量を減らすため、誰もがいつでも持ち込める『資源物持込制度』を確立します。
- 資源物回収団体の活動を支援します。
- サーマルリサイクルでなく、可能な限りマテリアルリサイクルを推進します。
- 適正な分別の徹底のため、よりわかりやすい分別表を作成します。

Ⅱ. 『武雄市役所環境にやさしい行動計画（仮称）』とは

市が、一事業者として、率先して3Rの推進、ごみの減量化に取り組むために、『武雄市役所環境にやさしい行動計画（仮称）』を策定します。この計画は、【3Rの推進によるごみの減量化】のみならず、【地球温暖化防止】の取り組みなど、市役所が環境問題全般にわたり、事業者として取り組むべき行動計画となります。

市役所が率先して進める行動としては、

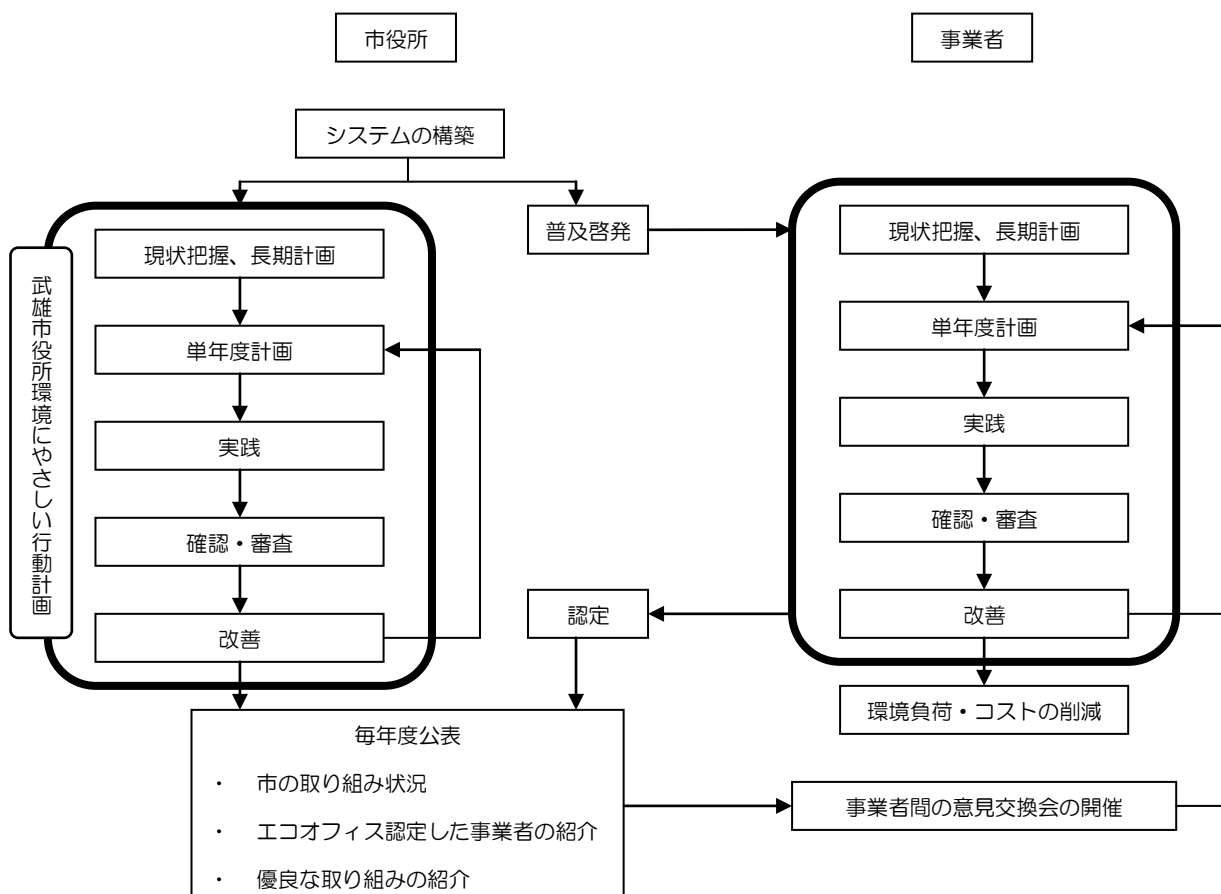
- ① 日常の業務遂行に当たり進めるもの
- ② 備品の購入等、物品調達に当たり進めるもの
- ③ 公共事業の実施に当たり進める行動
- ④ 職員の意識の向上

の4つがあります。

また、計画は、ごみの排出量、電気使用量、ガス使用量、水道使用量、燃料使用量などを把握し、それらの減量化、またグリーン購入の推進などを推進し、環境負荷の低減と同時に行政コストの削減を目指す内容とします。

これらの行動における行動計画を『武雄市役所環境にやさしい行動計画（仮称）』として、早急に策定し、実行していきます。

さらにこれらの計画を市内事業者へ普及啓発を図り、環境負荷を低減し、循環型社会の形成を進めることとします。



第2節 市民の行動計画

循環型社会の形成には、市民ひとりひとりの行動が重要です。

日常の生活のなかで、3Rを実践することが、限りある資源を大切に、環境にやさしい社会（循環型社会）を創っていくことにつながります。

「ちり」も積もれば「大きなごみ」になります。小さなことでも身近な行動が循環型社会への一歩です。ライフスタイルを見直し、今すぐ始めましょう。



ごみになるものを減らそう!

1. リデュースを行う。

生活の中でなぜごみは出るのでしょうか。それは日々の消費生活に最も大きな要因があります。みなさんは日常的に、買い物に行き、食事の材料や商品を購入し、それを使用して不要な部分をごみとして排出しています。こういった消費生活の中でごみが出る前に「本当に必要なのか」「必要だからと買いすぎていないか」など、使用する前後のことまで総合的に考えて行動するだけで、ごみは減らすことができます。できるだけ家庭にごみを持ち込まないことが重要です。こうした取り組みを「ごみの発生抑制」という言葉で表します。3Rでは、Reduce（リデュース）となります。

紙や布

- ・ ノートなどは最後まで使い切る。
- ・ 不要なダイレクトメールは断る、または返送する。
- ・ 新聞の折込チラシが不要な場合は断る。
- ・ 贈答品などの過剰包装を断る。
- ・ 使い捨てのもの（ティッシュペーパーや紙コップなど）の使用を控える。

生ごみ

- ・ 生ごみの水切りを十分に作る。
- ・ 野菜類はばら売りを利用する。
- ・ 食材は計画的に購入し、必ず使い切る。
- ・ 料理は必要な量を作り、残飯を出さないように心掛ける。
- ・ なるべく廃油を出さない調理の工夫をする。

プラスチック

- ・ 買い物に行くときは、自分で袋などを持参する。
- ・ 水筒などを活用し、ペットボトルなど使い捨ての容器を買わない。
- ・ 包装の少ないものを購入する。



繰り返して
使おう!

2. リユースを行う。

ベビー用品や洋服、家具、家電など、「使わなくなったから」「古くなったから」という理由で捨ててしまっているものはありませんか。いらなくなってもまだ使えるものは、友人や親戚などを探すと意外と必要としている人がいるものです。また、すぐに捨ててしまわずに何度か使うだけでも日々のごみの減量につながり、環境を考えた行動といえます。こうして使えるものをすぐに捨ててしまわずに、何度も使う取り組みを「再使用」といいます。3RではReuse（リユース）となります。

紙や布

- 使い捨ての紙製品を布製品に替えて、洗濯して何度も使用する。
- チラシなど裏面もメモ用紙などに使う。
- 古布をふきんに替えて使う。
- 紙パック入りの飲料はビン入りのものにかえて、繰り返し使用する。

プラスチック

- もらった買い物袋（レジ袋）は再利用する。
- 詰め替え製品を購入する。
- リターナブルビンの製品を購入する。
- 商品の容器を捨てずに再利用する。

その他

- いらない家具や服はフリーマーケットやリサイクルショップを利用する。

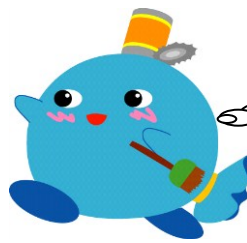
コラム

ベビー用品は買うのがいいの？

あかちゃんが生まれたら、ベビーカーやベビーベット、チャイルドシートなど色々なものが必要になります。しかも、あかちゃんが大きくなれば使用できなくなりごみになるし、値段も高価なため、お金もかかります。

ベビー用品や旅行用品など、その時だけしか使用しないものはレンタルの方が経済的です。民間企業で、その様なレンタルサービスを提供しているところは年々増加傾向にあります。

必要になったら、購入する前に環境にも家計にもやさしいレンタルも、検討してみてはどうですか？



混ぜればごみ！
分ければ資源！

3. リサイクルを行う。

使えなくなったものは修理したりしてできるだけ長く使うことが大切ですが、どうしても使うことができないものは形を変えて、別の製品の原料として再生利用（リサイクル）します。古紙や古布などはそのまま燃えるごみとして出すよりも、分別して資源回収に出してリサイクルして再びつかうことで資源の無駄遣いを防ぐことができます。3RではRecycle（リサイクル）になります。

紙類

- 地域の古紙の回収に積極的に協力する。
- 再生紙などの再生品を進んで使う。

生ごみ

- コンポストや生ごみ処理機を利用し、生ごみを堆肥化し花壇等に利用する。
- 廃油を使って、石けんを作って利用する。

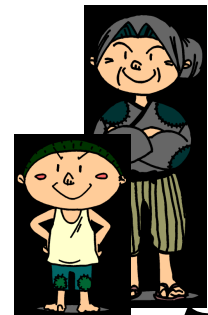
コラム

『がばいばあちゃん』は『LOHAS（ロハス）』の天才？

最近、女性や中高年者の間で『LOHAS（ロハス）』というライフスタイルが、ちょっとしたブームになっています。ひとことで言うと『ココロとカラダの健康と、持続可能な地球環境を重視する価値観とライフスタイル』を指します。

昭和30年代、がばいばあちゃんの生活は、まさにロハスそのもの。家の前の川に、向こう岸まで届く一本の縄が渡して、上流から流れてくる野菜や木屑を引っ掛けて、それを再利用していました。出かける時は腰に巻きつけた紐の先に、磁石をくくりつけ引きずり歩く。落ちている鉄屑を集め、リサイクルしお金に換えていました。日常の生活の中で、当たり前のこととして実践していました。

がばいばあちゃんにならって、健康で環境にやさしい、ロハスな生活を送ってみませんか？



第3節 事業者の行動計画

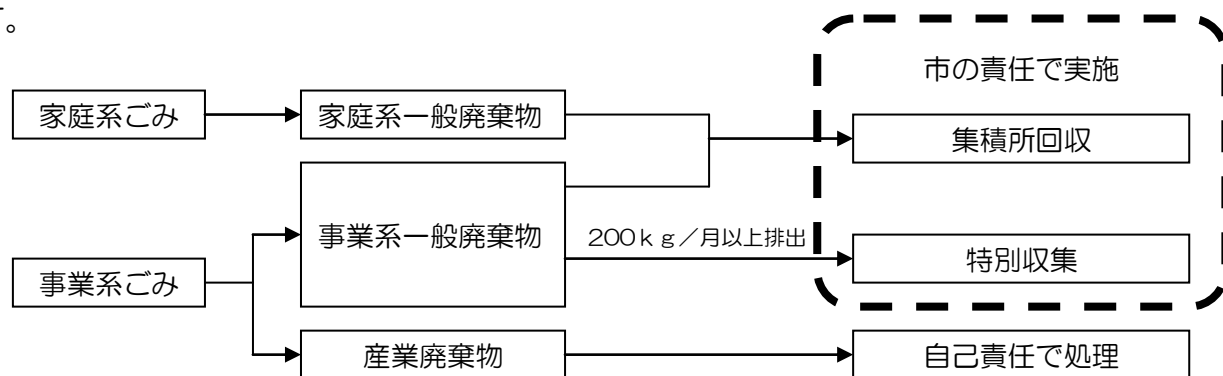
1. 武雄市における事業系のごみの現状

事業所から排出されるごみは、大きく分けて産業廃棄物と事業系一般廃棄物があります。そのうち事業系一般廃棄物については、市が処理していることから、家庭系と同様に事業系一般廃棄物の減量化が必要です。

武雄市の事業系一般廃棄物については、国道沿い等の大型店舗から住居と併設している小規模な小売店など、様々な規模・業務形態が混在していることから、現在のところ、その全体量を把握できていません。今後、その実態把握が重要であると考えています。また、それらの事業所のうち、1ヶ月で200kg以上の事業系ごみを排出される事業所においては特別収集を実施しており、その際に『ごみ減量化計画書』を提出していただき、減量化に向けた取り組みをお願いしています。

排出されるごみにはリサイクル可能な古紙類や生ごみ類が多く含まれており、これらの適切な分別や活用を進めていく必要があります。

なお、事業所からのごみについては法律上、事業者自身に処理の責任が義務付けられていることから、減量化や適正処理のための積極的な啓発が必要であると考えられます。



2. 事業系一般廃棄物への取り組み

事業系のごみの減量には、事業者のモラルと法規制が重要です。事業により排出されるごみは、家庭系ごみと異なり、業態と規模によってその組成に大きな違いが生じます。業態と規模に応じた減量の方法を行政から指導することは限界があり、事業者のモラルによって減量していく必要があります。廃棄物の処理は自己責任で行うことを強く認識し、ごみの削減がコスト削減につながることでとらえ、自主的な減量を進める必要があります。

- ごみとなる物を購入しない、また納入業者にも製品・流通においてごみとなる物の使用を控える事や、ごみとなる物の引取りを要望する。
- 行政の定めるごみ処分上のルールを厳守する。
- 自分で出したごみは自分で処理（事業者への委託も含む）するという責任を持つ。
- ごみ減量計画書の達成に向けたごみ減量化を実施する。

第4章 ごみの適正な処理について

循環型社会の形成のためには、物をごみとしないことを優先しなければなりません。いったんごみとして発生したものについては、適正な処理がなされなければなりません。

ごみの収集・運搬・中間処理・最終処分の各段階において、環境への配慮を優先しつつ、精度を高め、安全かつ安定した廃棄物処理の向上を目指します。

第1節 収集・運搬

循環型社会への対応と収集・運搬の効率化を図るため、分別収集の見直しを検討します。廃プラスチック（容器包装）について、平成20年6月から全市的に分別収集を開始しました。

平成18年度3月の合併後は地区ごとの実情に配慮するため、それぞれの地域特性に応じた収集方法を維持してきましたが、平成27年度に新しいごみ処理施設の稼働予定に伴い、市内の収集方法の調整を図ります。

第2節 中間処理

中間処理については、市内全域を対象として現在稼働している杵藤地区クリーンセンターの焼却施設・粗大ごみ処理施設において、中間処理を行います。

資源ごみ（かん類、びん類、ペットボトル）については、武雄市リサイクルセンターにおいて、施設の効率的な運営、環境に配慮しながら、適正処理に努めます。

なお、今後の施設整備にあたっては、佐賀県西部広域環境組合が、伊万里市松浦町に稼働年度を平成27年度としてごみ処理施設の設置を目指しています。

第3節 最終処分

最終処分については、杵藤地区クリーンセンター敷地内にある埋立地に焼却残渣、不燃性残渣等の埋立を行います。

平成27年度開始予定の西部地区広域ごみ処理に伴い、関係自治体と連携し最終処分場の確保に向けて、計画を推進していきます。

現在使用中の最終処分場については、有効な跡地利用を検討します。

第4節 その他

(1) 災害時の廃棄物処理について

震災等の大規模災害では、一時的に多量の廃棄物が発生するとともに、処理施設等への被災も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想されます。

このため有事に備えてあらかじめ近隣の市町村や県との連携による応急体制の整備を図ります。

災害における応急体制の確保を目的に、日常の生活から発生するごみや災害によって生じた廃棄物（がれき等）の一時保管場所・仮置き場の配置計画、し尿・日常生活から発生するごみ、災害によって生じた廃棄物（がれき等）の広域的な処理・処分計画である災害時一般廃棄物処理計画を策定しました。

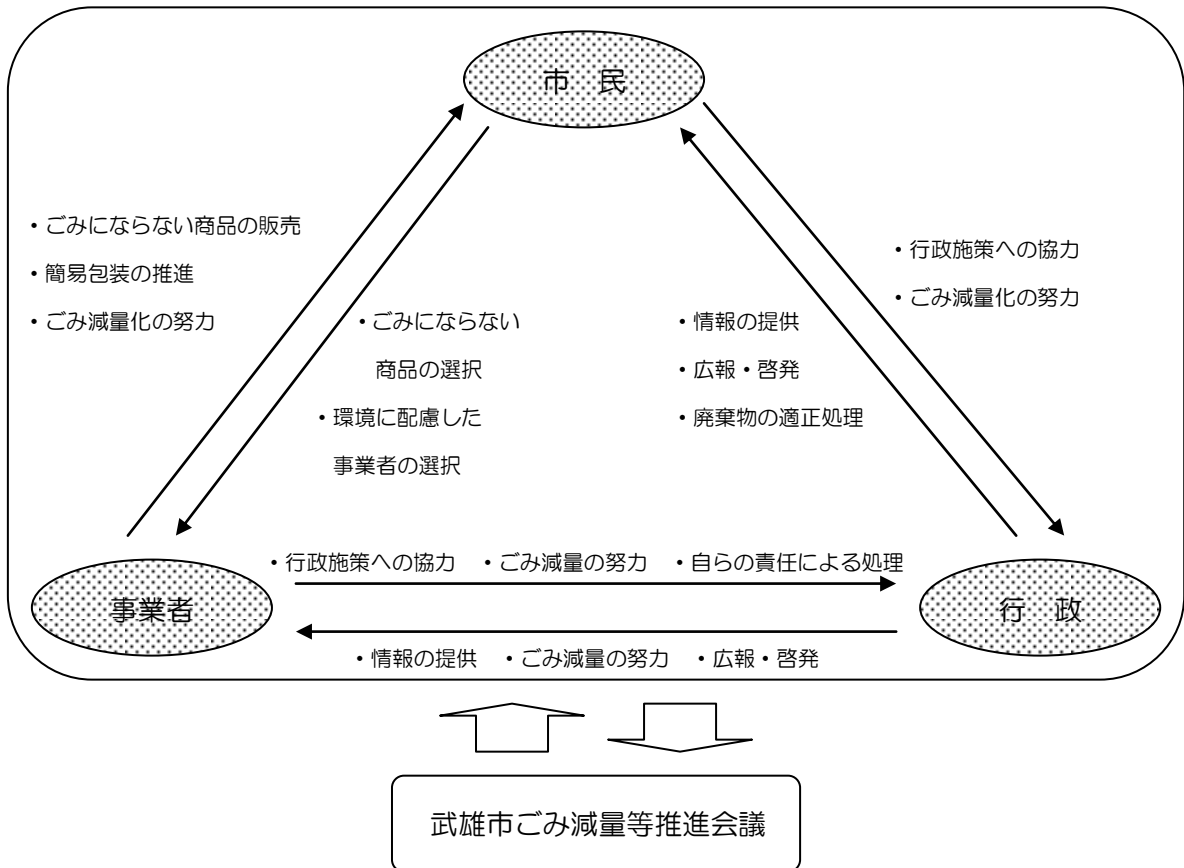
(2) 医療系廃棄物の処理について

家庭から排出される在宅医療による廃棄物は、一般廃棄物に位置づけられることから、感染の恐れや有毒ではない廃棄物については、収集及び回収の実施を行います。

第5章 計画の推進について

市は、市民・事業者の活動を推進していく役割であることを踏まえ、市民・事業者の取り組みを手助けすると共に、取り組みの効果をより効果的にするよう図ります。

また、ここに掲げる連携行動を進めることで、市民・事業者・市が一体となり、武雄市全体で進める運動展開につながっていくと考えます。



ごみの減量について市民・事業者・行政それぞれの各主体について行動計画を示してきましたが、行動計画を実践に移すためには推進のための体制作りが重要になります。

そこで、市民・事業者など、様々な立場の人で組織する「武雄市ごみ減量等推進会議」において、市民・事業者・行政の連携強化を図ります。また、それにより、この循環型社会計画に示されている、各行動や施策の実施状況について監視し、計画の実行性を確保します。